

### 【3】市町村がん検診精密医療機関登録基準について

#### 1. 精密医療機関数 (H26年10月末現在) . . . 資料 5-4

- |       |        |
|-------|--------|
| ○胃がん  | 162 機関 |
| ○肺がん  | 34 機関  |
| ○大腸がん | 89 機関  |
| ○子宮がん | 27 機関  |
| ○乳がん  | 24 機関  |

#### 2. 精密検査医療機関の基準 . . . 資料 5-3

<基本的条件（各がん共通条件）>

- ① 確定診断ができること。
- ② 受診者に結果説明ができること。
- ③ 一次検査機関に結果報告を行うこと。
- ④ 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の内容に従えること。
- ⑤ 精密検査結果のフィードバック等、がん検診の精度管理に協力できること。

#### 3. 状況把握調査結果 (H25年度実施)

<胃がん>

① 日本消化器内視鏡学会専門医 69 / 153 機関

※認定基準が作成される以前に登録された医療機関に、内視鏡学会専門医がいない。

また県内の認定医が少ない。現状からこの条件を満たない機関を削除することは困難。(H25年度第2回精度管理部会より)

② 胃内視鏡検査実施可 153 / 153 機関

③ 組織診検査 153 / 153 (84 機関が検査機関へ委託)

④ 関連学会への出席 70 / 153 機関

※従事者研修会等への参加の義務づけを要検討

<肺がん>

① CTによる画像診断が実施できる 30 / 30 機関

② 気管支鏡による組織・細胞検査が実施できる 17 / 30 機関 ※実施可能な医療機関への委託可能)

<大腸がん>

① 全大腸内視鏡検査が実施できる 80 / 85 機関

② S状結腸内視鏡検査 83 / 85 機関

③ 注腸エックス線検査 53 / 85 機関

④ S状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線検査 53 / 85 機関

### <子宮がん>

- ① コルポスコープ検査が実施できる 25／26 機関 ※1 機関登録削除
- ② 細胞診検査 25／26 機関 未回答 1 機関
- ③ 組織診検査 25／26 機関 未回答 1 機関
- ④ 日本産婦人科学会専門医 26／26 機関

### <乳がん>

- ① 超音波検査 24／24 機関
- ② マンモグラフィ 24／24 機関
- ③ 穿刺吸引細胞診 22／24 機関
- ④ 針生検 17／24 機関 ※外部委託可能
- ⑤ 摘出生検 16／24 機関 ※外部委託可能
- ⑥ M R I 17／24 機関 ※実施可能な医療機関への委託可能
- ⑦ C T 19／24 機関 ※実施可能な医療機関への委託可能

## 4. 課題（市町村からの問い合わせ含む）

### ○登録制度について

→（案）現在、初回申請のみ。すぐに更新制を導入することが難しいため、しばらくは、現況調査を定期的に実施して状況を確認していく。

### ○従事者研修会の参加の義務づけ等の検討

### ○精密検査機関が少ない。

### ○精密検査結果の文書料を受診者に請求している医療機関がある。

→（案）上記現況調査の際に、受診者から文書料を請求している状況を確認する。  
併せて奈良県がん予防対策推進委員会名で、登録精密医療機関に協力依頼文を通知する。

### ○市町村がん検診の精密検査依頼書は紹介状と見なさない。医療機関により特定療養費が発生する。

→（案）上記現況調査にて、特定療養費が発生する医療機関を確認して、市町村に情報提供する。

## がん検診精密医療機関登録実施方法について

### 1 目的

がん検診の結果、精密検査を要することとなった受診者に対して、責任ある検査を正確に実施できる診療体制を確立することを目的とする。

### 2 登録方法

(1) 登録を希望する医療機関は、「がん検診精密検査医療機関登録申請書（様式1号）」を県に提出する。  
(医師会員は県医師会を経由し、医師会員以外は直接県に提出する。)

(2) 提出された申請書は、「市町村がん検診における精密検査医療機関の基準」及び奈良県がん予防対策推進委員会各専門委員の意見を参考に、登録の適否が決定される。  
県は、その結果を当該医療機関および県医師会に通知する。

### 3 登録要件

登録を受けようとする医療機関は、「市町村がん検診における精密検査医療機関の基準」を必ず満たすこと。

### 4 登録削除

登録を辞退するとき、基準に適合しなくなった場合には、「精密検査医療機関辞退届（様式2号）」を県に届け出る。  
(医師会員は県医師会を経由し、医師会員以外は直接、委員会に提出する。)

### 5 登録医療機関名簿の作成等

(1) 県は、上記により決定した登録機関の名簿を作成し、県医師会に送付する。  
(2) 県は、登録医療機関の名簿を各保健所及び各市町村に送付し、奈良県ホームページに掲載する。

## 胃がん検診精密検査医療機関登録申請書

医療機関	名 称		
	所在地	〒	
	電話番号		
	FAX番号		
	e-mail	@	
診療科目（全てご記入下さい）			
精密検査担当科及び担当医師名 (全員ご記入下さい)	担当科	医師名	
	日本消化器内視鏡学会専門医（有・無）		
	日本消化器内視鏡学会専門医（有・無）		
日本消化器内視鏡学会専門医（有・無）			
検査項目	胃内視鏡検査	可 ・ 否 (整備予定時期： 年 月頃)	
	組織診検査	可 ・ 否 (委託機関名： )	
精密検査実施日	曜 日		
	時間帯		
	予約の有無	不要 ・ 要 (予約方法： )	
	その他（予約待ち状況等）		

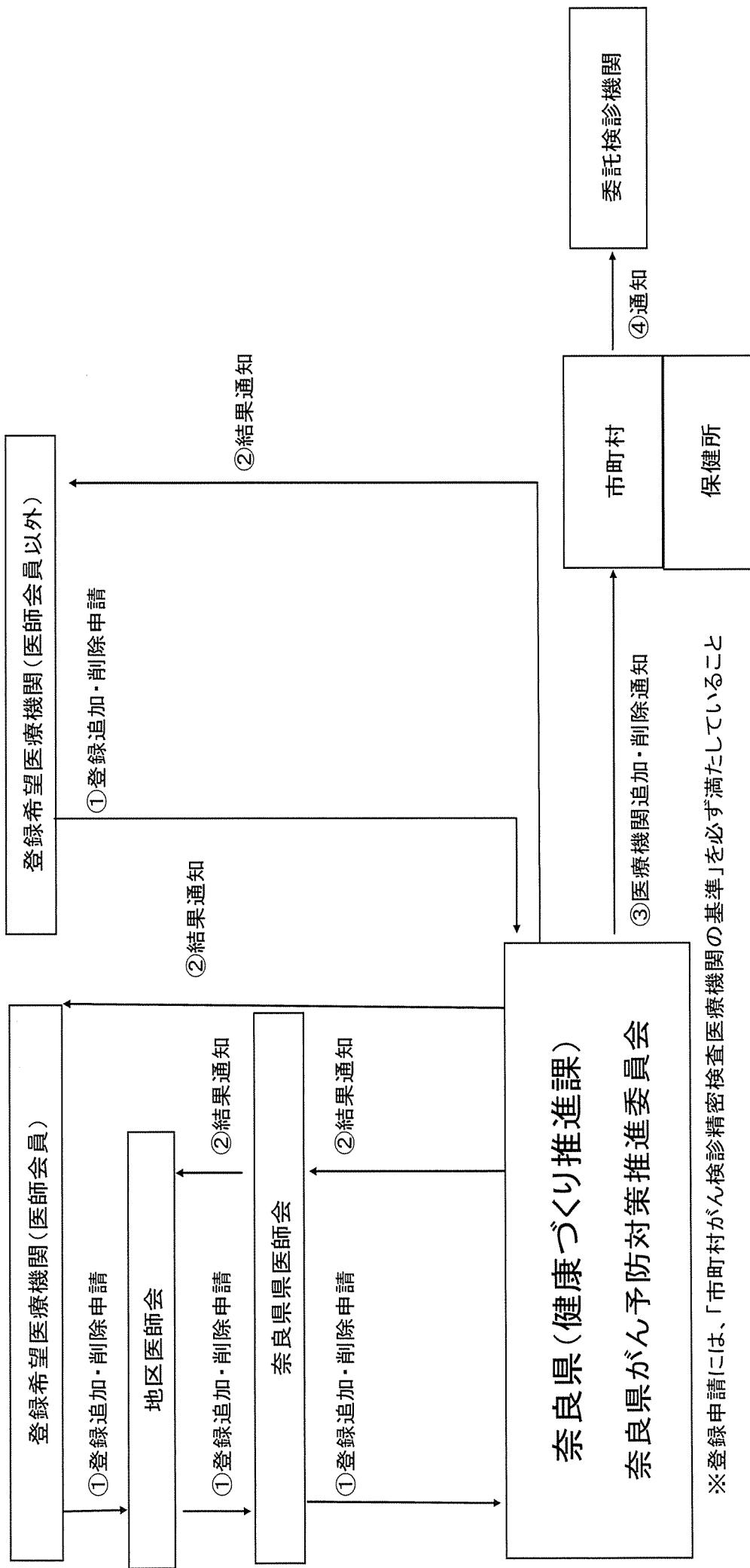
当医療機関は、上記のとおり奈良県胃がん検診実施要領に基づく胃がん検診精密検査医療機関として、必要条件を満たしていますので、登録を申請します。

平成 年 月 日

奈良県がん予防対策推進委員会  
委員 殿

医療機関  
施設長氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

## がん検診精密検査医療機関登録に関するフローチャート



資料5-3

がん検診における精密検査医療機関の基準

基本的条件（各がん共通）		その他必要条件
	胃がん	<p>① 胃内視鏡検査が実施できること。（新規登録医療機関には日本消化器内視鏡学会認定専門医がいること。）</p> <p>② 組織診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</p> <p>③ 関連学会の研修会等に出席すること。</p>
① 確定診断ができること。	大腸がん	<p>① 全大腸内視鏡検査が実施できること。 またはS状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線検査（二重造影法による）の併用による検査が実施できること。※注腸エックス線検査のみは認められない。</p> <p>② ①の実施にあたっては、十分な精密度管理のもと専門の医師により実施できること。</p>
② 受診者に結果説明ができること。	子宮がん	<p>① コルボスコープ検査が実施できること。</p> <p>② 細胞診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</p> <p>③ 組織診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</p> <p>④ 日本産婦人科学会専門医がいること。</p>
③ 一次検査機関（または読影委員会等）に結果報告を行うこと。		<p>① 乳がん診療ガイドラインに則した診療を実施していること。</p> <p>② 一次医療機関のマンモグラフィ検査の結果、カテーテリー3以上の評価を受けた者、自覚症状を有する者などに対して、診断のための専門的な検査が実施できること。</p> <p>③ 超音波検査が実施できること。</p> <p>④ マンモグラフィによる検査が実施できること。</p> <p>⑤ 穿刺吸引細胞診または針生検（マンモトームを含む）または摘出生検が実施できること。（病理診断は外部委託による場合を含む）</p> <p>⑥ MR-I・CT検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</p>
④ 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成20年3月31日付厚生労働省健康局長通知 健発第0331058号）」の内容に従えること。	乳がん	<p>⑤ 精密検査結果のフィードバック等、がん検診の精度管理に協力することができます。</p>
⑤ 精密検査結果のフィードバック等、がん検診の精度管理に協力することができます。	肺がん	<p>① CTによる画像診断が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</p> <p>② 気管支鏡による組織・細胞検査（診断）が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</p>